

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 17・地方税 13 (自動連動)) (法人税: 義、法人住民税: 義、法人事業税: 義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等協同組合法に基づき火災共済事業を行う火災等共済組合及び協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」という。）は、火災共済に係る異常危険準備金の積立てにおいて、各事業年度の正味収入共済掛金の 2%（特例分）の損金算入が認められている。 《要望の内容》 本税制措置の適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 《関係条項》 租税特別措置法 第 57 条の 5 租税特別措置法施行令第 33 条の 2
5	担当部局		経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 6 年 8 月 分析対象期間: 令和 3 年度～令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 28 年度 創設 昭和 34 年度 火災共済協同組合についても適用 昭和 36 年度 協同組合連合会についても適用（積立率 7%） ・無税積立率の変遷 平成 5 年度 5 年間の延長（積立率 5%（本則 2.5%）） 平成 10 年度 3 年間の延長 平成 13 年度 3 年間の延長 平成 16 年度 3 年間の延長 平成 19 年度 3 年間の延長 平成 22 年度 3 年間の延長（積立率 4%（本則 2%）） 平成 25 年度 3 年間の延長 平成 28 年度 3 年間の延長 平成 31 年度 3 年間の延長 令和 4 年度 3 年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和 36 年度 火災共済協同組合 75%（協同組合連合会 90%） 昭和 53 年度 72%（87%） 昭和 54 年度 69%（84%） 昭和 55 年度 66%（81%） 昭和 56 年度 63%（78%） 昭和 57 年度 60%（75%） 平成 28 年度 45%（60%）

8	適用又は延長期間		令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等は、その財務の健全性を確保することにより、共済利用者（中小企業者）に対し円滑かつ確実に共済金を支払うことが求められているところ、発生の時期・被害規模の予測が困難な異常災害が多発した場合においても、円滑かつ確実に共済金支払いを行うという社会的使命を担っている。こうした異常災害の多発に備えるため、火災等共済組合等に対し十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させるとともに、共済利用者（中小企業者）が安心してそのサービスを利用できるようにすることを目的とする。 ※中小企業等協同組合法に基づく火災等共済制度は、相互扶助の精神に基づき、大企業に比べ経済的に不利な立場にある中小企業者が被る火災等（風水害等の自然災害を含む）による経済的損失を、共済事業を通じて補填することで、中小企業者が安心して経済活動に専念できる環境を整備し、中小企業者の発展に寄与している。
			《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において、火災等共済組合等は、毎事業年度末に、責任準備金の積立てが義務付けられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければならない（中小企業等協同組合法第58条第5項等）。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常災害に対する火災等共済組合等の共済金支払能力を向上させることにより、火災共済事業の持続可能性を確保し、中小企業者に係る経済社会の安定に資する。 そのために、異常危険準備金の積立残高については、異常災害のうち過去最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額）や各団体における再保険・再共済の締結内容等を踏まえ、各団体が設定した積立残高の目標額の合計（120億円）以上を早期に積立て、これを維持することを目指す。 なお、本措置の適用期間中は、法令上の積立義務額にかかわらず、各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）以上の異常危険準備金積立を行うことにより、早期の積立残高回復を推進する。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置でもって、火災等共済組合等における異常危険準備金の積極的な積立てを促すことにより、火災等共済組合等が異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発

			展に寄与するものである。																								
10	有効性等	① 適用数	適用数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本措置の対象となる火災等共済組合等に係る数値のみを抽出することができないため、火災等共済組合等からの報告値によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 （単位：万円） <table><tr><td></td><td>適用団体数</td><td>適用額</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>３団体</td><td>8,848</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>３団体</td><td>9,350</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>３団体</td><td>9,311</td></tr><tr><td>令和６年度見込</td><td>３団体</td><td>9,744</td></tr><tr><td>令和７年度見込</td><td>３団体</td><td>11,091</td></tr><tr><td>令和８年度見込</td><td>３団体</td><td>11,148</td></tr><tr><td>令和９年度見込</td><td>３団体</td><td>11,205</td></tr></table> ※ 出典：火災等共済組合等からの報告値 （調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和６年） なお、本措置の適用対象団体数は４団体であるところ、本措置の適用がない１団体は、各事業年度における正味収入共済掛金の額に対する異常危険準備金の残高の割合が洗替保証率（４５％）を超えていることによるものである。もっとも、当該団体においても、異常災害の発生により異常危険準備金の取崩しを行えば、適用期間中にも本措置を使用することができる。 ○適用対象団体数が４団体と僅少であることについて 火災等共済組合は他の都道府県の区域を地区とする火災等共済組合の地区と重複するものであってはならない旨の法令上の規定により、全国に４４団体であるが、このうち４１団体（火災等共済組合）は協同組合連合会の火災共済を共同で販売しており、その共済責任の全てを協同組合連合会にて負うこととしていることから、異常危険準備金の積立では当該協同組合連合会において行っている（そのため、上記の適用団体数は１団体としてカウントしている）。なお、残る３団体は単独で火災共済を販売しており、異常危険準備金も自ら積立っていることから、本措置の適用対象団体となっている。 したがって、実質的に４団体で全国をカバーしていることから、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。		適用団体数	適用額	令和３年度	３団体	8,848	令和４年度	３団体	9,350	令和５年度	３団体	9,311	令和６年度見込	３団体	9,744	令和７年度見込	３団体	11,091	令和８年度見込	３団体	11,148	令和９年度見込	３団体	11,205
	適用団体数	適用額																									
令和３年度	３団体	8,848																									
令和４年度	３団体	9,350																									
令和５年度	３団体	9,311																									
令和６年度見込	３団体	9,744																									
令和７年度見込	３団体	11,091																									
令和８年度見込	３団体	11,148																									
令和９年度見込	３団体	11,205																									
		② 適用額	上記表のとおり。																								

	③ 減収額	【減収額】 (単位：万円) <table><tr><td></td><td>法人税</td><td>法人住民税</td><td>法人事業税</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>1,681</td><td>118</td><td>583</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>1,776</td><td>124</td><td>616</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>1,769</td><td>124</td><td>614</td></tr><tr><td>令和 6 年度見込</td><td>1,851</td><td>130</td><td>642</td></tr><tr><td>令和 7 年度見込</td><td>2,107</td><td>148</td><td>731</td></tr><tr><td>令和 8 年度見込</td><td>2,118</td><td>148</td><td>735</td></tr><tr><td>令和 9 年度見込</td><td>2,129</td><td>149</td><td>738</td></tr></table> ※ 減収額の算式は以下のとおりとした。 ○法人税：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（19.0%） ○法人住民税：法人税×協同組合の税率（7.0%：市町村分 6.0%＋都道府県分 1.0%） ○法人事業税：①＋②＋③ ① 法人事業税（所得割）：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（4.9%） ② 特別法人事業税：法人事業税（所得割）×協同組合の税率（34.5%） ③ 法人事業税（付加価値割）：異常危険準備金当期積立額（割増特例分）×協同組合の税率（0.0%） なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば収税減とはならない。		法人税	法人住民税	法人事業税	令和 3 年度	1,681	118	583	令和 4 年度	1,776	124	616	令和 5 年度	1,769	124	614	令和 6 年度見込	1,851	130	642	令和 7 年度見込	2,107	148	731	令和 8 年度見込	2,118	148	735	令和 9 年度見込	2,129	149	738
		法人税	法人住民税	法人事業税																														
令和 3 年度	1,681	118	583																															
令和 4 年度	1,776	124	616																															
令和 5 年度	1,769	124	614																															
令和 6 年度見込	1,851	130	642																															
令和 7 年度見込	2,107	148	731																															
令和 8 年度見込	2,118	148	735																															
令和 9 年度見込	2,129	149	738																															
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 異常危険準備金の積立残高は、平成 30 年度以降の異常災害（台風、集中豪雨、雪災等）の多発により取崩しが続いたため減少の一途で、以下のとおり依然として低水準となっている。（他方で、異常災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。） 自然災害が激甚化・頻発化する中で、異常危険準備金制度の意義は大きくなっているが、仮に平成 30 年度と同規模の異常災害が発生した場合（異常危険準備金の取崩額は 3,378 百万円）には、一部の団体において異常危険準備金が枯渇しうる危機的状況にあり、いつ発生するか予測ができない異常災害に備えるため、異常危険準備金の積立残高を早急に回復させる必要がある。 そのためにも、本措置を引き続き実施することにより、火災等共済組合等における異常危険準備金の早期積立てを促す必要がある。 なお、令和 6～9 年度の積立残高（見込値）は、異常災害の発生による異常危険準備金の取崩し如何によるため具体的な数値の予測は困難であるが、協同組合連合会における過去 10 年の異常災害発生年度の平均損害率規模の災害が、当該期間中に 1 度発生した前提での算出とした。（ただし、取崩額の取扱いについては便宜上、各事業年度に平準化することとした。）																																

		【異常危険準備金の積立残高の推移】 <table><tr><td>令和3年度</td><td>4,907 百万円</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>4,168 百万円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>4,610 百万円</td></tr><tr><td>令和6年度見込</td><td>4,900 百万円</td></tr><tr><td>令和7年度見込</td><td>5,200 百万円</td></tr><tr><td>令和8年度見込</td><td>5,550 百万円</td></tr><tr><td>令和9年度見込</td><td>5,900 百万円</td></tr></table> (参考) <table><tr><td>平成29年度</td><td>9,515 百万円</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>6,381 百万円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>5,409 百万円</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>5,358 百万円</td></tr></table> ※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 各事業年度につき正味収入共済掛金×4%（本措置による2%を含む）での異常危険準備金積立てを行った場合、各事業年度における積立額の見込みは次のとおり。そのうち、本措置分は上記「適用額」に記載のとおりである。 また、各火災等共済組合等の状況に応じて、本措置により繰延される税相当額の積増しに係る誘因となりうるものである。 <table><tr><td>令和6年度見込</td><td>19,973 万円</td></tr><tr><td>令和7年度見込</td><td>22,654 万円</td></tr><tr><td>令和8年度見込</td><td>22,753 万円</td></tr><tr><td>令和9年度見込</td><td>22,852 万円</td></tr></table> ※出典：火災等共済組合等からの報告値 (調査実施者：中小企業庁、実施時期：令和6年) 火災等共済組合等が異常危険準備金の積立てを積極的に行うことにより、異常災害に対応できる支払原資を確保することで、円滑かつ確実な共済金支払いが担保され、これによって共済利用者たる中小企業者の発展に寄与している。	令和3年度	4,907 百万円	令和4年度	4,168 百万円	令和5年度	4,610 百万円	令和6年度見込	4,900 百万円	令和7年度見込	5,200 百万円	令和8年度見込	5,550 百万円	令和9年度見込	5,900 百万円	平成29年度	9,515 百万円	平成30年度	6,381 百万円	令和元年度	5,409 百万円	令和2年度	5,358 百万円	令和6年度見込	19,973 万円	令和7年度見込	22,654 万円	令和8年度見込	22,753 万円	令和9年度見込	22,852 万円
令和3年度	4,907 百万円																															
令和4年度	4,168 百万円																															
令和5年度	4,610 百万円																															
令和6年度見込	4,900 百万円																															
令和7年度見込	5,200 百万円																															
令和8年度見込	5,550 百万円																															
令和9年度見込	5,900 百万円																															
平成29年度	9,515 百万円																															
平成30年度	6,381 百万円																															
令和元年度	5,409 百万円																															
令和2年度	5,358 百万円																															
令和6年度見込	19,973 万円																															
令和7年度見込	22,654 万円																															
令和8年度見込	22,753 万円																															
令和9年度見込	22,852 万円																															
⑤	税収減を是認する理由等	本措置により、火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、共済利用者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる共済金支払原資を確保するため、異常危険準備金の積立てが促進される。 積立てられた異常危険準備金によって、平成30年以降の自然災害が激甚化・頻発化している状況下においても、火災等共済組合等の共済金支払いを円滑かつ確実なものとしており、異常危険準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。 なお、異常災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を超過した積立金は、益金に算入されることから、長期的に見れば税収減とはならない。また、本措置により共済金を円滑に中小企業者に支払うことは、異常災害時における税収減をカバーする等、被災した中小企業者の早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。																														

11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、火災等共済組合等の早期・計画的な異常危険準備金の積立促進に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。 また、本措置における損金算入の特例 2% は、租税特別措置により積立てた異常危険準備金の額が当該事業年度の正味収入共済掛金の額の 45%（協同組合連合会にあっては 60%）以下の場合に限り認められているものであり、取崩す際には益金に算入され課税所得とされることから実質的に国庫負担がなく、かつ事業者に対するインセンティブを付与するスキームは補助金や法令による措置では取りえず、必要最低限の措置として妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、中小企業等協同組合法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	火災等共済組合等の異常危険準備金積立時における税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるために異常危険準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災した中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
12	有識者の見解			—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 3 年 8 月（R3 経産 05）